

北朝鮮の人工衛星打ち上げ阻止を求める意見書

北朝鮮は、去る3月16日に、本年4月12日から同月16日の間に地球観測衛星「光明星3号」を打ち上げることを発表した。

北朝鮮は、2月29日、核実験と長距離ミサイルの発射、寧辺でのウラン濃縮活動の一時停止を米国と合意したばかりであるにもかかわらず、今回の発表は、その舌の根の乾かぬうちのものであることから、米国国務省は声明で、「極めて挑発的であり、2月の米朝合意にも矛盾しており、断固中止を求める」との立場を示した。

今回の行為が、人工衛星打ち上げに名を借りた弾道ミサイルの発射実験であることは明白であり、このことは、弾道ミサイル発射を禁じた国連安全保障理事会決議に違反することはもちろんのこと、我が国の安全保障に対する重大な脅威であるのみならず、発射されるロケットが米国本土を射程に収める大陸間弾道弾の可能性もあることから、国際社会の平和と安全を根底から覆す蛮行である。

さらには、人類共通の悲願である核兵器の廃絶に向け、唯一の被爆国である我が国はもとより、国際社会においても、その実現に不断の努力が重ねられている中、2月の米朝合意により、核兵器廃絶に向け、一筋の光明を見出した全世界の人々に対する裏切り行為と言うほかはなく、断じて容認し難いものである。

よって、国においては、今回の人工衛星打ち上げに名を借りた弾道ミサイルの発射実験に関し、国際社会との連携を図り、北朝鮮に対し、その阻止を強く働きかけるとともに、国連安全保障理事会における断固たる新たな決議を採択し、さらなる制裁措置を講ずるなど毅然とした対応を行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月21日

徳島県議会議長 榎 本 孝